

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分及び公文書非開示決定処分（令和5年3月20日付けく政第661号。以下「本件処分」という。）のうち、特定企業に関連する監査等の公文書において非開示とした記載部分のうち、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の調査同行者の職名、弁明通知書及び処分指令書の「過去の業務停止事例との比較」の標題及び「違反の概要」の個所のうち既に公表されている内容に相当する部分について開示すべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和5年2月1日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、「特定企業に関連する監査等の公文書のすべて及び上記に基づく行政処分」の開示請求を行った。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

本件処分にて、実施機関が部分開示決定した公文書並びに非開示とした部分及び理由、非開示決定した対象の文書及び理由は次のとおりである。

ア 特定した公文書

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書は、以下のとおりと判断した。

調査方法チェックリスト、調査通知書、特定企業からの提出資料、調査復命書、指摘事項書、指導事項改善計画（改善結果報告）書、調査結果報告書、報告命令通知書、報告書、弁明通知書、弁明書、処分指令書

イ 部分開示決定した公文書並びに非開示とした部分及び理由

○部分開示決定した公文書

調査復命書、指摘事項書、調査結果報告書、調査通知書、調査方法チェックリスト、報告命令通知書、報告書、弁明通知書、弁明書、処分指令書

○開示をしない部分及び理由

- ・ 製造管理者、総括製造販売責任者の氏名
 - 「個人情報」に該当（条例第7条第2号）
- ・ 県の調査内容、調査方法決定内容
 - 「法人等情報」に該当（条例第7条第3号ア）

- 「行政運営情報」に該当（条例第7条第6号ア）
- ・ 特定企業からの報告内容、弁明内容
 - 「法人等情報」に該当（条例第7条第3号ア）
 - 「行政運営情報」に該当（条例第7条第6号ア）
- ・ 特定企業の代表者の印影
 - 「法人等情報」に該当（条例第7条第3号ア）
- ・ 県の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報
 - 「審議、検討等情報」に該当（条例第7条第5号）

ウ 非開示決定した対象の文書及び理由

- ・ 特定企業からの提出資料
 - 「法人等情報」に該当（条例第7条第3号ア）
 - 「行政運営情報」に該当（条例第7条第6号ア）
- ・ 指導事項改善計画（改善結果報告）書
 - 「個人情報」に該当（条例第7条第2号）
 - 「法人等情報」に該当（条例第7条第3号ア）
- ・ 調査結果報告書のうち調査内容に係る部分
 - 「法人等情報」に該当（条例第7条第3号ア）
 - 「行政運営情報」に該当（条例第7条第6号ア）

(2)本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年6月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

「令和5年3月20日付けく政第661号公文書部分開示決定通知書、公文書非開示決定通知書に記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

2 理由

(1) 情報公開法第6条によれば、非開示部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、該当部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されており、容易に取り除ける部分が多数存在すると考えられる。

実施機関は、弁明書において、非開示情報は、「分離が技術的に困難な場合」かつ「過度の時間等を要するもの」と言えると弁明しているが、行政の都合のいい行政解釈であり、公文書の枚数、分量等の点を考えても、本件以上の枚数、分量の公文書は当然多数存在す

るし、特殊な事例でもない。それらを確認等し、適切な開示を行うことは、行政の当然の職務である。専門性をもった職員の負担、要する時間、人員不足等を理由とし、その職務が不可能とする弁明は、行政の怠慢、不作為と言わざるを得ない。

- (2) 実施機関は、弁明書において、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるから条例第7条第5号に該当する非開示情報であると弁明している。また、調査内容が明らかになることで、調査の具体的な手法等が推測できるようになり、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等があり条例第7条第6号に該当する非開示情報であると弁明している。

しかし、公益等に不利益を及ぼす場合でも、非公開情報に該当するか、公開すべきかといった判断等は、公開することで実現する公益の利益、事案の性質、様態、軽重、及ぼす影響の度合いその他諸般の事情を比較考量して判断されるべきである。本件において、特定企業は、多数の法令違反等を行い、ジェネリック医薬品への信頼を失墜させ、富山県に限らず、日本全国、場合によっては国外においても、医薬品の安全性の不信感、日本国内外に大きな影響を与えた重大な事案である。

以上により、本件開示文書を公開する不利益等と、公開することによって医薬品の安全性、再度本件のような事例を出さないようにする必要性等の利益を比較衡量した場合、後者が重要であることは明白であり、本件処分は違法である。

- (3) 「知る権利」は、憲法第21条が明記する表現の自由の一内容であり、自己実現、自己統治の重要な手段である。国民・市民が国政・市政などについて情報を十分に公開されることにより、一人一人がその情報を吟味した上で適正な意見を形成することができるものであり、情報公開は、国民・市民による国政などの監視・参加を充実させるものである。

特定企業の多数の違法行為を約10年もの間見落としてきた富山県の責任は重大であり、本件開示請求の対象になっている公文書は、国家賠償請求、民事訴訟、刑事裁判の証拠にもなりえる重要な公文書である。このような重要な公文書を弁明書に記載した条例の都合の良い解釈、責任回避、隠蔽するような非開示、部分決定通知の不利益処分は憲法第21条に照らし、違憲、違法である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

1 非開示事由の該当性について

- (1) 部分開示決定を行った文書に関して、その非開示部分の内容及び非開示した理由については次のとおりである。

- ・ 「製造管理者、総括製造販売責任者の氏名」は、条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当するとして非開示としたものである。
- ・ 「調査内容、調査方法決定内容、報告内容、弁明内容、法人代表者の印影」は、法人が製造する商品に関する工場の設備・機器、製造及び品質管理の方法及び結果などの情報であり、公にすると当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがあるため、条

例第7条第3号アに該当するとして非開示としたものである。

- ・ 「監査及び処分に係る県の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」は、公にすることにより、今後の監査に対して外部からの干渉等の影響を受けるおそれがあること、事実関係が不十分な情報を公にすることで県民等に誤解を与えるおそれや監査の対象企業に対して不利益を及ぼすおそれがあること、から条例第7条第5号に該当するものとして非開示としたものである。
- ・ 「調査内容、調査方法決定内容、報告内容」は、製造販売業者及び製造業者に対して行政が行う調査の内容やその方法に関わる情報が含まれており、こうした調査内容や調査方法が明らかになることで、調査の具体的な手法、着眼点等が容易に推測できるようになり、法違反等の事実に対して、調査対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例第7条第6号アに該当するものとして非開示としたものである。

(2) 指摘事項改善計画（改善結果報告）書、調査結果報告書のうち調査内容に係る部分及び企業からの提出資料に係る文書を非開示決定としたが、その理由については次のとおりである。

- ・ 指摘事項改善計画（改善結果報告）書について

この文書において記載されている特定企業の従業員などの氏名等は、非開示とされている条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当する。また、法人が製造する商品に関する工場の企業の設備・機器、製造及び品質管理の方法及び結果など、機密性の高い情報が含まれた内容が記載されており、公にすると当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあることから条例第7条第3号アに該当するものとして非開示としたものである。

- ・ 調査結果報告書のうち調査内容に係る部分及び企業からの提出資料について

この文書においては、法人が製造する商品に関する製造方法や製造機器など、機密性の高い情報が含まれた内容が記載されており、公にすると当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあることから条例第7条第3号アに該当するものとして非開示としたものである。

また、県が行う調査の内容やその手法が記載されており、これらを開示することで、調査の具体的な手法、着眼点等が容易に推測できるようになり、法違反等の事実に対して、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから条例第7条第6号アに該当するものとして非開示としたものである。

2 条例第8条本文「（非開示部分を）容易に区分して除くことができる」について

条例第8条第1項において、「実施機関は開示請求に係る公文書の一部に非開示情報学区されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くこと

ができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされている。条例の審査基準である「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「基準」という）によれば、「「容易に区分して除くことができる」とは、過度の費用、時間等を要さずに、非開示情報とそれ以外の情報とを分離できることをいい、①当該公文書のどの部分に非開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、②区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示を行う義務はない」とされている。

本件処分で開示しなかった部分・文書は、5,000枚を超える対象公文書であり、その文書の各所に一連の情報として非開示情報が含まれているものである。この非開示情報について、請求のあった公文書中の情報の非開示性並びに県の製造販売業者及び製造業に関する調査等の情報の専門性も踏まえると、一つの単語やその一文のみをもって非開示情報であるか否かを機械的に判断することは困難である。仮に、当該公文書から非開示情報とそれ以外の情報とを分離する場合には、当該調査等に関する専門的な知見を持った職員が複数で、一連の情報を元に非開示情報であるか否か及び非開示情報の推測ができないか否かを含めて慎重に判断する必要があり、専門的な知見を持った職員に限られる中においては「分離が技術的に困難な場合」かつ「過度の時間等を要するもの」と言える。

また、審査請求人は「公文書の枚数、分量等の点を考えても、本件以上の枚数、分量の公文書は当然多数存在するし、特殊な事例でもない。」と主張するが、特殊な事例ではないとする他の公文書の性質や各団体の規模等と、本件公文書の性質等とを客観的に比較すべきと思われるが、その比較内容が不明であり、主張には理由がない。

3 条例第8条第1項ただし書き「非開示部分を取り除いた部分に有意の情報が記録されていない場合の取扱い」について

条例第8条第1項ただし書において、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」については、基準によれば、「「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば残りの部分に記載されている内容が無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。なお、「有意の情報」かどうかの判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、客観的に決めるべきものである。」とされている。

これを本件処分に係る公文書についてみると、非開示部分を除く部分については、当該調査等に関する知見を持った職員が複数で、一連の情報を元に非開示情報であるか否か及び非開示情報の推測ができないか否かを含めて慎重に判断すべきものである。その結果として、残りの部分は項目・表題名だけになるなど、その部分だけを確認しても無意味な文字、数字等の羅列になると見込まれ、客観的に有意な情報ではないと判断できる。

4 条例第9条「公益上の理由による裁量的開示」の該当性について

条例第9条によれば、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができるとされており、これは、公益上の必要性について、実施機関の要件裁量が認められているものである。

審査請求人は、「本件において、特定企業は、多数の法令違反等を行い、ジェネリック医薬品への信頼を失墜させ、富山県に限らず、日本全国、場合によっては国外においても、医薬品の安全性の不信感、日本国内外に大きな影響を与えた重大な事案である」から、非開示情報であっても開示すべき、と主張しているものと思われるが、「信頼を失墜」、「安全性の不信感」による「大きな影響」という印象に基づく主張であることは否めない。条例に基づく情報の開示・非開示の判断の際、今回のような漠然とした理由のみをもって、「公益上特に必要があると認めるとき」であると判断すべきではない。

また、審査請求人が主張する「本件開示請求書を公開する不利益等と、公開することによって医薬品の安全性、再度本件のような事例を出さないようにする必要性等の利益を比較衡量した場合、後者が重要であることは明白」についても、「本件公文書の公開」により「医薬品の安全性、再度本件のような事例を出さない」ことが可能であるとの主張であると思われるが、その根拠は不明である。

なお、特定企業の事案に関わらず再発防止のために必要とされることは、各事案の検証・その上での再発防止対策の策定であることは明らかである。よって「本件公文書の公開」そのものの再発防止対策としての効果が不明、かつ、明らかにこれよりも効果の高い方策が存在する状況において、比較衡量したとしても、公益上特に必要があるときには当たらない。

上記の1～4のとおり、そもそも本件処分には何ら違法な点はなく、審査請求人が主張する「条例の行政の都合の良い解釈、責任回避、隠蔽するような非開示、部分決定通知の不利益処分」との事実はない。なお、「特定企業の多数の違法行為を約10年もの間見落としてきた富山県の責任は重大」については、条例に基づく情報の開示・非開示の判断に関係がなく、失当である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、特定企業が法令で定められた基準を遵守しているかどうかを調査した際の手続き書類である。令和○年○月○日から○日の調査において重大な不備が判明し、その後、令和○年○月○日付けの行政処分に至ったものである。また、行政処分日以降の調査は、主に令和○年○月○日から○日の立入調査で判明した不備の改善状況を確認するための調査である。

各々の書類の概要は以下のとおりである。

① 「調査方法チェックリスト」

製造販売業者から適合性調査申請書が提出された際、調査対象製造所への調査方法を決定するもの。

② 「調査通知書」

調査対象施設に実地調査を行う際又は事前において、調査の概要を県から製造販売業の事務所及び製造業の製造所（以下、合わせて「調査対象施設」という）へ通知するもの。

③ 「特定企業からの提出資料」

調査は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第69条第1項等に基づき実施しており、調査に必要な資料として、県から調査通知書に併せて「調査を行うにあたって提出を求める書類」という文書を調査対象施設に送付し、各調査において、調査対象施設の管理体制を把握するために事前提出を受けたもの。

④ 「調査等復命書」

⑤ 「指摘事項書」

- ・ 調査復命書: 県が調査対象施設に対して調査した際、確認事項等の詳細を記載したもの。
- ・ 指摘事項書: 各調査において不備事項があった場合に県から調査対象施設へ改善を促し、その対応について報告を求めるもの。

⑥ 「調査指摘事項改善計画（改善結果報告）書」

前述の「指摘事項書」に対して、調査対象施設が改善した内容を報告するために県に対して提出されたもの。

⑦ 「調査結果報告書」

県が調査対象製造所へ立ち入り調査を実施した際、当該調査を完了する際に作成するもの。

⑧ 「報告命令通知書」

特定企業が医薬品医療機器等法を遵守しているかどうかを確認する必要があるため、医薬品医療機器等法第69条第1項に基づき、富山県が同社に対して報告を求めるもの。

⑨ 「報告書」

上記報告命令に基づき、特定企業から県に対して提出されたもの。

⑩ 「弁明通知書」

特定企業に対する不利益処分を行うにあたり、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条及び富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）第28条の規定に基づき、同社に対して弁明の機会を付与するもの。

⑪ 「弁明書」

上記弁明通知書に基づき、特定企業から県に対して提出されたもの。

⑫ 「処分指令書」

医薬品医療機器等法第75条第1項の規定に基づき、特定企業に対して業務停止処分を命じたもの。

2 本件処分の妥当性

本件審査請求については、非開示とした箇所が条例第7条各号に定める非開示事由に該当するか否か、非開示とした範囲が条例第8条第1項に定める「…非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、…当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」に照らして妥当であるか否か、条例第9条に定める公益上の理由による裁

量的開示に該当するか否か、が争点となっているが、審査会では、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に、インカメラにより対象文書の内容を確認したうえで、非開示事由の該当性及び非開示とした範囲の妥当性については本件審査請求の対象となっている①から⑫までの文書ごとに、公益上の理由による裁量的開示の該当性については本件審査請求の対象となっている文書全体について、争点の検討を行った。

(1) 非開示事由の該当性及び非開示とした範囲の妥当性について（条例第7条各号及び第8条第1項関係）

①「調査方法チェックリスト」

本文書は、事業者から適合性調査申請があった場合の県の調査方法を決定するものであり、タイトル部分は開示されているが、事業者の申請概要や県の調査方法に係る部分は非開示とされている。実施機関は、非開示部分がそれぞれ条例第7条第3号ア、第6号アに該当する旨主張しているが、これらの情報の非開示事由の該当性について次のとおり判断する。

ア 事業者の申請概要について

条例第7条第3号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非開示とする旨規定している。

実施機関が非開示とした事業者の申請概要の記載情報の内容を確認すると、申請のあった製品名などが記載されており、

- ・具体的な製品名が特定されないとしても、申請する調査の区分等により特定製造所が現に行おうとしている事業内容の一部が明らかになる情報であること
- ・特定製造所における取引先事業者の露見に繋がるおそれがある情報であること
- ・特定製造所の具体的な事業内容に関する情報であること

が認められる。これらの情報を開示した場合には、競合企業に有益な情報を与えることにつながり、申請した法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 県の調査方法に係る部分について

条例第7条第6号アは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非開示とする旨規定している。

実施機関が非開示とした県の調査方法に係る部分の記載情報の内容を確認すると、申請に対して県が実施する調査方法などが記載されており、これらの行政の調査の具体的な手法や着眼点等が明らかになる情報であると認められる。

これらの情報を開示した場合には、調査の対象者等が調査されるチェック内容を事前

に把握することで、調査に先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うことにつながり、違反行為等の正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

②「調査通知書」

本文書においては、特定企業の職員の氏名、調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名、調査の目的並びに調査事項が非開示とされているが、これらの情報の非開示事由の該当性について次のとおり判断する。

ア 特定企業の職員の氏名について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は非開示とする旨規定している。

「調査通知書」に記載されている特定企業の職員の氏名は、個人を特定できるものであり、また、同号ただし書アに該当する情報（以下「公知情報」という。）に当たるとは認められないため、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名について

実施機関は、調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名を非開示とした理由として次のとおり主張している。

- ・当該独立行政法人の職員の氏名を開示することは、条例第7号第2号ただし書きウでいう、「公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当すること
- ・また、当該職員が医薬品製造所等の調査業務に従事することが明らかになると、関係者から調査に関して有形無形の非難（圧力）等を受ける可能性があり、特に、所属機関であるPMDAにおいて非公開であるにもかかわらず、富山県がPMDA職員の氏名を開示すると、当該PMDA職員が負うべき相当の責任以上の非難（圧力）を受ける恐れがあり、条例第7条第6号アにも該当すること

なお、実施機関が当該独立行政法人に確認したところ、職員の名簿等は非公開であり、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示請求があった場合は職員の氏名は非開示としているとのことであった。

審査会で検討を行ったところ、当該独立行政法人の職員の氏名は非公表とする取扱いがなされ、また、当該法人に開示請求があったとしても非開示としていることを踏まえると、氏名を開示することで、本県が行う今後の監査において医薬品製造等に関して専門的知識や情報を有する当該独立行政法人の協力を得にくくなるおそれがあると考えられる。こうしたことは、今後の監査等の適切な執行に支障を及ぼすことにつながり、条例第7条第6号アの監査、検査…に係る事務に関し、…違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれに該当することから、職員の氏名を実施機関が非開示としたこと

は妥当である。

職員の職については、開示したとしても調査に関わった職員個人の特定につながる情報であるとは認められず、また、それ以外の理由は認められないことから、非開示事由に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ 調査の目的及び調査事項について

調査目的及び調査事項には、調査の対象や調査の事項が記載されているものであり、これらの記載情報の内容を確認すると、調査の該当条文及び事業者の医薬品の製造に関する事項等が明らかになる情報であると認められる。

これらの情報を開示した場合には、競合企業に有益な情報を与えることにつながり、申請した法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

③「特定企業からの提出資料」

本文書においては、特定企業の製造所に関する一般的な情報など公表されていると考えられる情報も見受けられるが、実施機関においては、すべて非開示としていることから、非開示事由の該当性に加え、非開示とした範囲が条例第8条第1項に定める「…非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、…当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」に照らして妥当であるかについても判断する。

ア 非開示事由の該当性について

特定企業からの提出資料の内容を確認すると、製品の製造方法や製造機器などといった機密性の高い情報が含まれていると認められる。

これらの情報を開示した場合には、競合企業に有益な情報を与えることにつながり、申請した法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに定める非開示事由に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 非開示とした範囲の妥当性について（条例第8条第1項）

条例第8条第1項は、実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、…当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると認められるときは、この限りではない、旨規定している。

当該対象文書の全てを非開示とした理由について、実施機関は、「今回の請求は医薬品の製造所である当該製造所を対象に行われたものであり、これら自明の情報を開示することは有意な情報には該当しないため条例第8条第1項に基づき開示対象とはしていない。開示しなかった文書に関しては、5,000枚を超える対象公文書の中に、一連の情報として非開示情報が含まれており、請求のあった公文書中の情報の非開示性並びに県の製造販売業者及び製造業に関する調査等の情報の専門性も踏まえると、一つの単語やそ

の一文のみをもって非開示情報であるか否かを機械的に判断することは困難である。仮に当該公文書から非開示情報とそれ以外の情報とを分離する場合には、当該調査等に関する専門的な知見を持った職員が複数で、一連の情報を元に非開示情報であるか否か及び非開示情報の推測ができないか否かを含めて慎重に判断する必要があり、専門的な知見を持った職員に限られる中においては分離が技術的に困難な場合かつ過度の時間等を要するものと言える。また、法人自らが公表している情報が含まれるか否かを網羅的に確認することは困難であり、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と主張している。

審査会で対象文書の内容を確認のうえ、検討を行ったところ、実施機関が非開示とした文書には、工程管理に係るフローチャートや工程の妥当性を確認する資料等、製造過程に係る情報が記載されたものであり、当該文書の大半は製品の製造過程といった前述のとおり非開示事由に該当するものであり、実施機関が主張するように情報の専門性も踏まえると、一つの単語やその一文のみをもって非開示情報であるか否かを容易に判断することは困難であると認められる。また、文書の一部には、特定企業の企業名や「工場」という単語といった非開示事由に該当するとまで認められず、また、容易に区分して除くことができる部分も散見されるが、当該部分をもって有意の情報が記録されているとは認められないことから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

④「調査等復命書」及び⑤「指摘事項書」

「調査等復命書」においては、調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名、調査目的、適合状況、改善計画書等受理日、総合判定、調査内容、調査背景、調査事項並びに伺い文を非開示としている。

また、「指摘事項書」においては、特定企業の職員の氏名、調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名、調査品目、適合性評価、指摘事項並びに助言事項並びに伺い文を非開示としている。

これらの情報の非開示部分の条例第7条第2号本文及びただし書ウ、第3号ア並びに第6号アの該当性について次のとおり判断する。

ア 特定企業の職員の氏名について

特定企業の職員の氏名は、個人を特定できるものであり、また、公知情報に当たるとは認められないため、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名について

調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名は、前述②イと同じであることから、職員の氏名を非開示とした判断は妥当であるが、職員の職は非開示事由に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ その他の非開示項目について

実施機関は、調査等復命書においては「調査目的」、「調査内容」、「調査事項」、「適合状況」、「総合判定」「改善計画書等受理日」を、指摘事項書においては「調査品目」、「適合性評価」、「指摘事項」、「助言事項」を条例第7条第3号アに規定する非開示事由に該当すると主張しており、その該当性についてそれぞれ次のとおり判断する。

- ・ 調査復命書において、実施機関が非開示とした「調査目的」、「調査内容」、「調査事項」については、開示することより具体的な製品名が特定されないとしても、申請する調査の区分等により特定製造所が現に行おうとしている事業内容の一部が明らかになる情報であり、競合企業に有益な情報を与えるおそれがあると認められる。

「適合状況」、「総合判定」については、特定製造所の評価に関して通常公表されることがない客観的指標であり、当該法人の社会的評価への影響を及ぼすおそれがあると認められる。

「改善計画書等受理日」については、調査において確認された不備事項の程度によって改善までの期限が異なるなど製造所に求められる対応が相違するものであり、報告状況の記載を開示することにより製造所の評価の推測が可能となると認められる。

以上のとおり、これらの情報を開示した場合には、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

- ・ 指摘事項書において、実施機関が非開示とした「調査品目」、「適合性評価」、「指摘事項」、「助言事項」については、特定製造所の評価に関して通常公表されることがない客観的指標等であり、当該法人の社会的評価への影響を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

また、実施機関は、調査等復命書及び指摘事項書においては「伺い文」を、調査等復命書においては「調査内容」「調査背景」「調査事項」を条例第7条第6号アに規定する非開示事由に該当すると主張しており、その該当性についてそれぞれ次のとおり判断する。

- ・ 調査等復命書及び指摘事項書において、実施機関が非開示とした「伺い文」については、調査当局間における調査手法の一部であり、会議の開催自体が非公表であることから、開示することより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。
- ・ 調査等復命書において実施機関が非開示とした「調査内容」、「調査背景」、「調査事項」については、その内容が明らかになることで、調査の具体的な手法、着眼点等が容易に推測できるようになり、法違反等の事実に対して、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

⑥「調査指摘事項改善計画（改善結果報告）書」

本文書は、⑤の指摘事項書に対する特定企業からの改善内容の報告書であり、特定企業の

職員の氏名や製品製造に関する情報、指摘事項を受けた改善の具体的な措置といった情報が含まれているものである。実施機関においては、当該文書をすべて非開示としていることから、非開示事由の該当性に加え、非開示とした範囲が条例第8条第1項に照らして妥当であるかについても判断する。

ア 非開示事由の該当性について

- ・ 特定企業の職員の氏名は、個人を特定できるものであり、また、公知情報に当たるとは認められないため、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。
- ・ 製品製造に関する情報、指摘事項を受けた改善の具体的な措置に関する記載部分には、製品の製造方法や製造機器などといった機密性の高い情報が含まれていると認められる。これらの情報を開示した場合には、競合企業に有益な情報を与えることにつながり、申請した法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに定める非開示事由に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 非開示とした範囲の妥当性について（条例第8条第1項）

調査指摘事項改善計画（改善結果報告）書を全て非開示とした理由について、実施機関は、「今回の開示請求は当該製造所を対象に行われたものであり、当該製造所を対象にした文書であることは自明であることから製造所の名称のみを開示することは有意な情報には該当しない。また、法人自らが公表している情報が含まれるか否かを網羅的に確認することは困難であり、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」主張している。

審査会で対象文書の内容を確認のうえ、検討を行ったところ、非開示となっている文書は、製品製造に関する情報や指摘事項を受けた改善の具体的な措置に関する内容であり、当該文書の大半は製品の製造過程といった前述のとおり非開示事由に該当するものであり、実施機関が主張するように情報の専門性を踏まえると、一つの単語やその一文のみをもって非開示情報であるか否かを容易に判断することは困難であり、また、法人が公表しているいわゆる公知情報であるかどうかであるかを判断することも困難であると認められる。また、文書の一部には、特定企業の企業名や住所といった非開示事由に該当するとまで認められず、また、容易に区分して除くことができる部分も散見されるが、当該部分をもって有意の情報が記録されているとは認められないことから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

⑦「調査結果報告書」

本文書においては、特定企業の職員の氏名、所属及び連絡先、調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名、有効期限内の基準確認証の区分、番号及び交付年月日、調査の範囲、前回調査結果等、調査内容、適合性評価、指摘事項並びに総合判定、調査結果報告書の写しの受領年月日及び受領者のサインを非開示としている。

これらの非開示部分の条例第7条第2号、第3号アの該当性について次のとおり判断する。

ア 特定企業の職員の氏名等について

特定企業の職員の氏名、所属及び連絡先、調査結果報告書の写しの受領年月日及び受領者のサインは、個人を特定できるものであり、また、公知情報に当たるとは認められないため、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名について

調査に同行する独立行政法人の職員の職及び氏名は、前述②イと同じであることから、職員の氏名を非開示とした判断は妥当であるが、職員の職は非開示事由に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ その他の非開示項目について

実施機関は、「有効期限内の基準確認証の区分」「番号及び交付年月日」「調査の範囲」、「前回調査結果等」「調査内容」「適合性評価」「指摘事項」「総合判定」を条例第7条第3号アに規定する非開示事由に該当すると主張しており、その該当性についてそれぞれ次のとおり判断する。

- ・ 「有効期限内の基準確認証の区分」、「番号及び交付年月日」、「調査の範囲」、「前回調査結果等」、「調査内容」、「指摘事項」は、通常公表されていない特定製造所の具体的な事業内容に関する情報であり、競合企業に有益な情報を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- ・ 「適合性評価」、「総合判定」は、特定製造所の評価に関して通常公表されることがない客観的指標であり、当該法人の社会的評価への影響を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のとおり、これらの情報を開示した場合には、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

⑧「報告命令通知書」

本文書においては、起案文書及び特定企業への通知文書の鑑文書並びに関連する法令の条文が開示されたうえで、法令に基づく医薬品の製造及び製造販売に関する報告命令の内容が非開示とされており、この非開示部分の非開示事由の該当性について次のとおり判断する。

実施機関が非開示とした部分には、それまでに県が実施した調査に基づいて、県が特定企業の製品の製造及び販売に関して法令遵守に反していると考えられる具体的な項目が記載されており、これらの記載情報の内容を確認すると、行政の調査の具体的な手法や着眼点等が明らかになる情報であると認められる。

これらの情報を開示した場合には、調査の対象者等が調査されるチェック内容を事前に把握することで、調査に先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うことにつながり、条例第7条第6号アに定める違反行為等の正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれに該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当であ

る。

⑨「報告書」

本文書は、⑧報告命令通知書を受けて、特定企業から県に対して提出された製品の製造及び販売に関する法令遵守の状況を報告する文書である。

本文書においては、特定企業の代表者の印影及び特定企業の職員の氏名、製品の製造及び販売に関して法令遵守に反していると考えられる具体的な項目、特定企業の製品の製造や販売に関する情報が非開示とされているが、この非開示部分の非開示事由の該当性について次のとおり判断する。

ア 特定企業の職員の氏名について

特定企業の職員の氏名は、個人を特定できるものであり、また、公知情報に当たるとは認められないため、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 特定企業の代表者の印影について

会社の代表者の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしている。印影が公にされた場合、偽造等によって、当該法人に財産的損害を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号アに定める非開示事由に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

ウ 製品の製造及び販売に関して法令遵守に反していると考えられる具体的な項目について

当該記載は、前述⑧の記載内容と同じものであり、行政の調査の具体的な手法や着眼点等が明らかになる情報であると認められる。

これらの情報を開示した場合には、調査の対象者等が調査されるチェック内容を事前に把握することで、調査に先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うことにつながり、条例第7条第6号アに定める違反行為等の正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれに該当することから、実施機関が非開示としたことは妥当である。

エ 特定企業の製品の製造や販売に関する情報について

これらの情報には、製品の製造方法や製造機器などといった、機密性の高い情報が含まれていると認められることから、これらの情報を開示した場合には、競合企業に有益な情報を与えることにつながり、申請した法人の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに定める非開示事由に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

⑩「弁明通知書」

本文書は、特定企業に対して不利益処分を行うに当たって、法令で定められた弁明の機会を付与することを通知するための決裁文書であるが、弁明通知書の案及びこれまでの調査結果などをまとめた参考資料の項目名並びに処分対象事業者名、自主回収に至った品目の自社の製品名等は開示しているが、参考資料の違反の概要や不利益処分の検討に係る部分、自主回収に至った品目の他社の製品名等を非開示とするとともに、不利益処分の審査基準である業務停止処分基準についてはタイトルを除き非開示とされている。

これらの非開示部分の条例第7条1号、3号ア、5号及び6号アの該当性について次のとおり判断する。

ア 業務停止処分基準について

条例第7条第1号は、法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報を法令秘情報として非開示とする旨規定している。

業務停止処分基準は、行政手続法に定める不利益処分の審査基準であり、同法第12条第1項により審査基準は公にすることが努力義務とされている。実施機関は、当該文書のうちタイトルを除き非開示としているが、その理由を実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

- ・本基準は、違反行為を是正するために異なる程度の処分を行い得る基準であるところ、公にすることにより、かえって受忍し得る程度の処分に相応する違反行為を助長することになるおそれがあること。
- ・本基準は、違反行為の重大性を図る基準として各考慮要素を細分化して点数区分を設けていることや軽減対象となる事項を定めているものであること等から、公にすることにより、行政処分を回避又は低減するための違反事業者による証拠隠滅や虚偽陳述を助長するおそれがあること。
- ・本基準は、厚生労働省が法定委受託事務の処理に当たりよるべき基準として作成し各都道府県に通知した「医薬品医療機器等法に基づく業務停止命令等取扱規則」と同じ内容であり、また、当該規則は非公開の取扱いとする旨が明記されていること。

審査会で検討を行ったところ、医薬品製造販売業及び製造業に係る業務は、法定受託事務であり、その性格は、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして国の強い関与が認められているものである。このため、国において非公開とする旨の取扱いがなされていることを踏まえると、条例第7条第1号に該当する規定する法令秘情報に該当するものと認められ、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 自主回収に至った品目の他社の製品名等について

弁明通知書において、自主回収に至った品目の他社の製品名等を非開示にした理由を実施機関に確認したところ、「医薬品の自主回収は製造販売業者の責任において実施するものであり、自主回収について公表する際には当該製品の製造所に関する情報は公表されない。また、委受託情報については、特定事業者の事業内容に係る情報であり、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、受託製造品目については非開示としている。」との主張であった。

審査会で検討を行ったところ、開示することで他法人との受委託関係や法人の不利益情報が明らかになることから、法人の社会的評価が損なわれるおそれや法人の事業に対し競争上の不利益を与え、法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号アに定める非開示事由に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

ウ 参考資料の違反の概要や不利益処分の検討に係る部分について

条例第7条第5号は、県の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある場合は非開示とする旨規定している。

実施機関に、参考資料の違反の概要や不利益処分の検討に係る部分を非開示とした理由を確認したところ、「弁明通知書において実施機関が非開示としている庁内協議資料のうち、薬事審議会が専門部会として設置した第三者委員会（以下、「第三者委員会」という）が再発防止策について公表している部分があるが、実施機関は、結果的に第三者委員会により公表された内容と同様の箇所は存在するが、当該文書は内部協議資料であり、行政処分の検討等に関する内部協議の手法や論点（公表情報以外の論点の存在を含む）を公にすることにより、法違反等の事実に対して、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり条例第7条第5号の非開示事由に該当する。また、調査内容が明らかになることで、調査の具体的な手法、着眼点等が容易に推測できるようになり、法違反等の事実に対して、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり条例第7条第6号アの非開示事由に該当する。」とのことであった。

審査会で第三者委員会の報告内容を確認のうえ、検討を行ったところ、次のとおり判断する。

今回の事案において、第三者委員会が再発防止策について公表している部分は、公知の情報であり、公になると、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合や、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがある場合に当てはまるものとまでは言えない。また、実施機関は、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると主張しているが、第三者委員会が再発防止策について公表している部分について開示したとしても、公表した部分から調査内容等を知ることが可能なため、条例第7条第6号アに規定するおそれには当たらないと判断できる。このため、「違反の概要」の個所のうち既に公表されている内容に相当する部分は開示すべきである。

また、非開示となっている「過去の業務停止事例との比較」のタイトル部分は、過去事例の標題のみの開示にしたとしても、条例第7条第5号及び第6号アにそれぞれ規定するおそれには当たらないと判断できることから、タイトル「過去の業務停止事例との比較」は開示すべきである。

その余の部分について非開示としたことは妥当である。

⑪「弁明書」

本文書は、⑩弁明通知書に対する特定企業からの弁明が記載された文書であるが、代表者の印影及び特定企業の具体的な弁明部分は非開示としているが、この非開示部分の非開示事由の該当性について次のとおり判断する。

ア 特定企業の代表者の印影について

法人の代表者の印影は、前述⑨イと同じであることから、条例第7条第3号アに該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

イ 特定企業の具体的な弁明部分について

特定企業の具体的な弁明部分が明らかになると、間接的に、調査内容が明らかになるため、調査の具体的な手法、着眼点等が容易に推測できるようになり、法違反等の事実に対して、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり条例第7条第6号アに定める非開示事由に該当し、実施機関が非開示としたことは妥当である。

⑫「処分指令書」

本文書においては、参考資料の違反の概要や不利益処分の検討に係る部分を非開示とし、その余の部分は開示しているが、これらの非開示部分について、条例第7条第5号及び第6号アの該当性について判断する。

実施機関に、参考資料の違反の概要や不利益処分の検討に係る部分を非開示とした理由を確認したところ、前述⑩ウと同じであった。

審査会で前述⑩ウと同様に、第三者委員会の報告内容を確認のうえ、検討を行ったところ、次のとおり判断する。

今回の事案において、第三者委員会が再発防止策について公表している部分は、公知の情報であり、公になると、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合や、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがある場合に当てはまるものとまでは言えない。また、実施機関は、調査の対象者やその関係者が先んじて証拠の改ざんや隠蔽を行うなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする主張しているが、第三者委員会が再発防止策について公表している部分について開示したとしても、公表した部分から調査内容等を知ることが可能なため、条例第7条第6号アに規定する

おそれには当たらないと判断できる。このため、「違反の概要」の個所のうち既に公表されている内容に相当する部分は開示すべきである。

また、非開示となっている「過去の業務停止事例との比較」のタイトル部分は、過去事例の標題のみの開示にしたとしても、条例第7条第5号及び条例第7条第6号アにそれぞれ規定するおそれには当たらないと判断できることから、タイトル「過去の業務停止事例との比較」は開示すべきである。

その余の部分について非開示としたことは妥当である。

(2) 公益上の理由による裁量的開示の該当性について（条例第9条関係）

条例第9条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第9条は、条例第7条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上」とは、同条第2号ただし書及び第3号ただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命、健康、生活又は財産の保護を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認めるとき」とは、かかる公共的な利益が公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、審査請求人は、本件開示文書を公開する不利益等と、公開することによって医薬品の安全性、再度本件のような事例を出さないようにする必要性等の利益を比較衡量した場合、後者が重要であることは明白であるとして、条例第9条に基づく公益上の理由による開示を求めているのに対し、実施機関は、再発防止のために必要とされることは、各事案の検証とその上での再発防止対策の策定であることは明らかであり、「本件公文書の公開」そのものの再発防止対策としての効果が不明である状況において比較衡量したとしても、公益上特に必要があるときには当たらないと説明する。

前述のとおり、今回の処分案件に関しては、有識者による第三者委員会での検証及び再発防止対策の策定・提言が行われていることや、非開示部分には、調査の具体的な手法や着眼点等が明らかになる情報、調査業務に支障を及ぼすおそれがある情報等が記載されていることからすると、当該部分を非開示とすることにより、公共的な利益が公開しないことにより守られるべき法益を特に上回るとまでは言えず、条例第9条に基づく裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

よって、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和6年1月10日	・実施機関から諮問書を受理
令和6年10月16日 (第201回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・審議
令和6年11月21日 (第202回審査会)	・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和6年12月23日 (第203回審査会)	・審議
令和7年2月14日 (第205回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 原 弘 之	弁護士	会長職務代理
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	富山県商工会議所連合会常任理事	
廣 野 聡	弁護士	